

三重県議会 議会活動計画

1 計画の趣旨

議員任期4年間を見据えた活動を計画的に行っていくため、議員任期4年間の主な議会の取組を掲げるとともに、取組成果の確認と継続的な改善活動の仕組みについてまとめたものです。三重県議会基本条例第15条第2項には、「議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。」と規定しています。議員間討議の充実は県議会にとって重要なことであり、議論が常任委員会を中心に行われていることを考え、議会活動の中心的な役割を果たす各常任委員会に焦点を当てた活動計画を策定し、評価することとします。

2 計画期間

平成27年5月～平成31年4月（平成27年度は試行）

3 議会活動の基本方針

三重県議会基本条例第3条により、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行います。

- (1) 議会活動を県民に説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。
- (2) 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。
- (3) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組みます。
- (4) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体議会との交流及び連携を行います。

4 取組内容

- (1) 知事等との関係～監視・評価・政策立案・政策提言～

①総合計画

「みえ県民力ビジョン」及び「みえ県民力ビジョン・行動計画」の策定並びに同行動計画の「成果レポート」の作成に合わせ、調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。

なお、平成27年度には、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の策定に合わせ、調査・審査を行い、知事への申し入れを行いました。また、「成

「果レポート」については、予算決算常任委員会及び行政部門別常任委員会で調査を行い、知事への申し入れを行いました。

(平成27年度は別紙1のとおり)

②当初予算

「当初予算」については、毎年度、予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。(平成27年度は別紙1のとおり)

③個別の行政計画

個別の行政計画については、改訂時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。具体的には、6月に策定する年間活動計画に基づき、県内外調査、公聴会及び参考人招致を実施するなど、調査・審査を行います。(主な計画の計画終期は別紙2のとおり)

④特に調査・検討を要する重要課題

県政の重要課題で、特に調査・検討を行うべき事項については、必要に応じて、特別委員会や附属機関、調査機関、検討会等を設置し、政策提言や政策立案を行います。

なお、平成27年度には「三重県人口ビジョン」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されること等から、「地方創生に関する政策討論会議」及び「人口減少対策調査特別委員会」を設置して調査・審査を行い、知事への申し入れ等を行いました。

⑤重点調査項目

6月に策定する年間活動計画において委員会ごとの重点調査項目を定め調査・審査を行います。具体的には、年間活動計画に基づき、県内外調査、公聴会及び参考人招致を実施するなど、調査・審査を行います。

⑥議員勉強会

議員の政策形成能力の向上を図るため、全議員を対象とする勉強会を開催します。

(2) 県民との関係～広聴広報～

①議長定例記者会見

議会に係る情報発信を行うため、議長定例記者会見を月1回実施します。

②広聴広報会議

効果的な広聴広報の取組について協議・調整するため、広聴広報会議を月1回程度開催します。

ア みえ現場 de 県議会

多様な県民の意見を取り入れる広聴機能を強化し、議会での議論に生かしていくため、県政の重要課題等を設定して、関係団体や県民に広く参加を呼びかける「みえ現場 de 県議会」を開催します。開催後、広聴広報会議からテーマに関連する委員会等に対し、県民等からいただいた意見の情報提供を行い、委員会等における調査・審査に活用します。

イ みえ高校生県議会

高校生の議会に対する関心を高めるとともに、高校生の意見を議会での議論に反映していくため、「みえ高校生県議会」を開催します。開催後、広聴広報会議から高校生からの質問事項に関連する委員会に、高校生の意見の情報提供を行い、委員会等における調査・審査に活用します。

ウ みえ県議会出前講座

地方自治に対する親近感の醸成と将来の住民自治を担う県民としての意識の涵養に寄与することを目的として、学校からの申込みを受けて、児童、生徒、学生に対して、三重県議会の仕組み等を学校に出向いて説明し、質疑応答を行う「みえ県議会出前講座」を実施します。

5 取組成果の確認

議会活動の中心的な役割を果たす各常任委員会において、委員会活動が「監視・評価・政策立案・政策提言」の充実に寄与できたかという観点から、委員会（予算決算常任委員会の場合は理事会）による自己評価を毎年行います。

具体的には以下の事項の確認を行います。

- ・年間活動計画の進捗度
- ・委員会運営の円滑度
- ・議員間討議の充実度

- ・県内調査の充実度
- ・県外調査の充実度
- ・参考人招致の活用度
- ・公聴会の活用度
- ・施策への反映度
- ・調査・審査への活用度

6 継続的な改善活動

上記5のとおり、毎年、取組の評価を行い、翌年の取組の改善に努めるとともに、4年間を通した評価サイクルも構築し、次期改選後の議会に課題等を申し送ることで継続的な改善活動につなげていきます。（別紙3）

（1）常任委員会における単年度の評価サイクル

- ①2月定例月会議の委員会の際に、1年の振り返りとして、委員会ごとに委員（予算決算常任委員会の場合は理事）による委員会活動の自己評価を行う。
- ②委員長会議で委員会の評価結果を確認する。
- ③議長が交代する場合、前議長から新議長に評価結果を引き継ぐ。
- ④5月の役員改選後の委員長会議で、議長から新委員長に評価結果を引き継ぐ。
- ⑤新委員長は、評価結果を各委員会の年間活動計画の作成や委員会運営に反映させる。

（2）常任委員会における4年間の評価サイクル

- ①1年目（平成27年度）
 - ・代表者会議からの依頼を受けて、議会改革推進会議において、議員任期4年間の議会活動の取組内容や評価の仕組みを協議します。
 - ・議会改革推進会議からの協議結果の報告を受け、代表者会議において、議員任期4年間の議会活動の取組内容や評価の仕組みを決定し、年度末には当年度の評価を試行的に行います。
- ②2年目と3年目（平成28、29年度）
 - ・常任委員会において、前年度の評価結果を当年度の活動に反映させるとともに、年度末には当年度の評価を行います。
- ③4年目（平成30年度）
 - ・常任委員会において、前年度の評価結果を当年度の活動に反映させるとともに、年度末には当年度の評価を行います。

- ・代表者会議の依頼を受けて、議会改革推進会議において、外部有識者などから評価の仕組みや取組結果に対する評価とアドバイスを受けつつ、4年間を通した議会活動の評価と次期改選後議会への提言について協議します。
- ・議会改革推進会議の協議結果を受け、代表者会議において、4年間を通じた議会活動の評価と次期改選後議会への提言を決定し、議長を通じて次期改選後議会へ申し送ります。

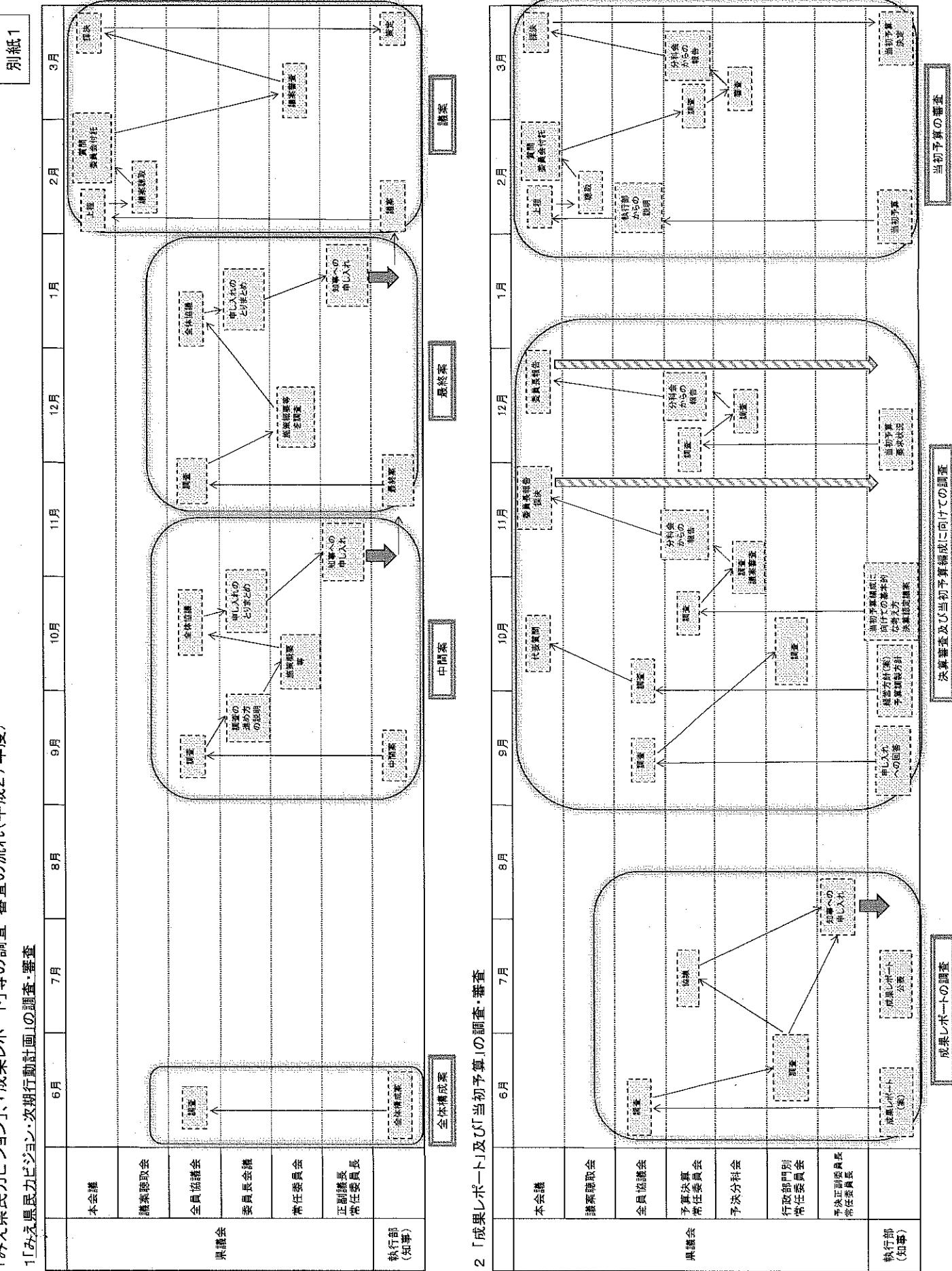
7 計画の変更・進捗管理

この計画は、取組の状況等により、見直しができることとし、その決定は代表者会議で行うこととします。

進捗管理は議長が行うものとし、具体的には、議長が議会活動計画の実施状況を取りまとめ、5月の役員改選後の代表者会議で報告するものとします。

「みえ県民力ビジョン」、「成果レポート」等の調査・審査の流れ(平成27年度)

1 「みえ県民力ビジョン・次期行動計画」の調査・審査



別紙1

主な計画の計画終期 (注)◎は議決対象計画、()内は現計画の計画期間

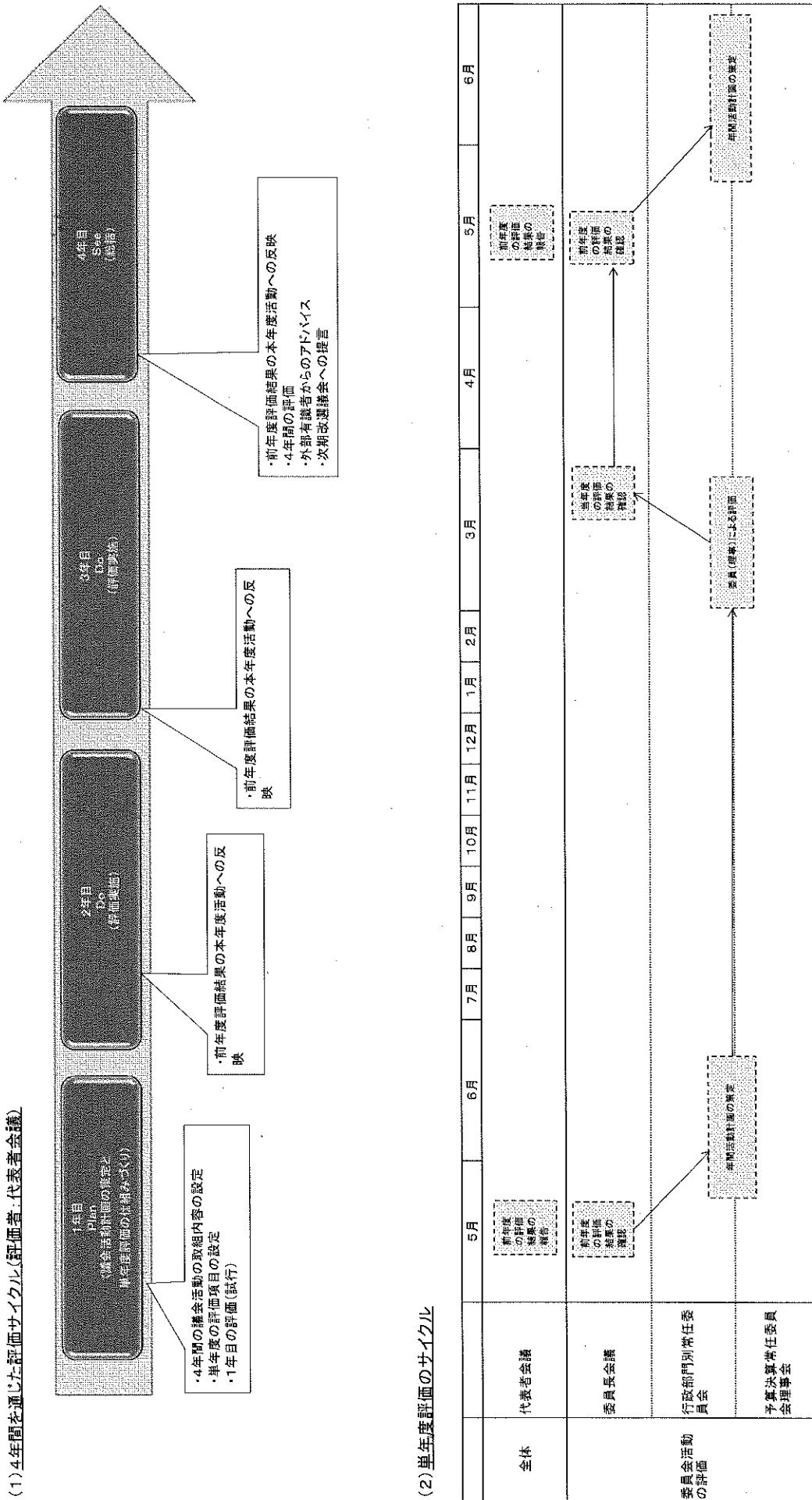
議会事務局作成

常任委員会名	計画名		
	27年度	28年度	29年度
総務地域連携 みえ県行政財政改革取組(24.4~28.3) 三重県過疎地域自立促進計画(22.4~28.3)	◎みえ県民力ビジョン行動計画(24.4~28.3)		三重県国土利用計画(20.10~29.12)
	三重県行財政改革取組(24.4~28.3)		三重県スポーツ推進計画(27.4~31.3)
	三重県過疎地域自立促進計画(22.4~28.3)		
経営企画産用経済 三重県職業能力開発計画(23.10~28.3)	◎三重県観光振興基本計画(24.4~28.3)	広域立派アクションプラン(27.3~29.3)	
	三重県職業能力開発計画(23.10~28.3)		
環境生活農林水産 三重県生物多様性推進計画(第2次)(24.2~28.3) みえ生物多样性推進プラン(第1次)(24.4~28.3)	三重県農業活性化基本計画の実施に関する基本方針(23.11~昭和58年間)	伊勢湾再生行動計画(19.3~30.3)	みえの安全・安心農業生産性進方針(26.3~5年間)
	三重県飲酒運転のためめざす基本計画(26.4~28.3)	鳥獣保護事業計画(24.4~29.3)	北部広域圏広域的水道整備計画(20.3~31.3)
	三重県交通安全計画(23.4~28.3)		西部広域圏広域的水道整備計画(10.4~31.3)
三重県廻業物処理計画(23.4~28.3) 三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)(18.3~28.3) 人権が尊重される三重をつくる行動プラン(23.4~28.3)	三重県廻業物処理計画(23.4~28.3)		三重県農地中間管理事業の推進に関する基本方針(26.3~概ね5年間)
	三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)(18.3~28.3)		
	人権が尊重される三重をつくる行動プラン(23.4~28.3)		
三重県国際化推進指針(23.4~28.3) 三重県国民健康本懸念病院計画(23.7~28.3) 三重県へき地保健医療計画(23.7~28.3)	三重県DV防止及び被暴者保護・支援基本計画(26.4~28.3)	◎みえ垂と口説の健康づくり基本計画(25.4~30.3)	三重県動物愛護管理推進計画(26.4~31.3)
	みえメディカルハーモニーリレー構成第3期実施計画(24.4~28.3)		三重県医療費適正化計画(25.4~30.3)
	三重県病院事業中期経営計画(23.4~28.3)		三重県がんがんがん対策戦略プラン(25.4~30.3)
健康福祉院 三重県地域医療再生計画(25.6~26.3(一部28.3))	三重県地域医療再生計画(25.6~26.3(一部28.3))	三重県自殺対策行動計画(25.4~30.3)	◎三重県エニバーサルデザインのまちづくり推進計画(27.4~30.3)
			みえ高齢者元気・かがやきプラン(27.4~30.3)
			みえ障がい者共生社会づくりプラン(27.4~30.3)
防災県土整備企業 教育警察	三重県耐震改修促進計画(19.3~28.3)		三重県新地震・津波対策行動計画(26.3~30.3)
	三重県教育ビジョン(23.4~28.3)	県立高等学校活性化計画(24.4~29.3)	三重県特支授業推進基本計画(27.4~31.3)
	クローバー三重教育プラン(26.4~29.3)		

別紙2

取組の評価サイクル

(1) 4年間を通じた評価サイクル(評価者:代表者会議)



(2) 单年度評価のサイクル

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全体 委員会評議														
委員長会議 行政部門別常任委員会 予算決算常任委員会理事会														

The table details the annual evaluation cycle across five phases (May to June, July to August, September to October, November to December, January to February) for three main bodies: the General Assembly, the Chairman's Meeting, and the Standing Committees (Administrative Affairs, Budget and Audit). Specific tasks are listed for each phase, such as 'Annual evaluation plan' and 'Annual activity plan'.

参考

チェックシート

議会活動の中心的な役割を果たす各常任委員会において、委員会をまとめて、委員（理事）の皆さんで自己評価を行つていただき、「監視・評価・政策立案・政策提言」の充実に寄与できたらどうかと、議会活動計画の視点を参考にして、評価を振り返り、評価の理由や気づいた点があれば、記載してください。（但し、例えば「公聴会」を開催しなかつた時は、該当なとして当該項目の評価欄は「—」をつけてください。）

項目	委員会名（ 評価の視点）	評価
(1)年間活動計画の進捗度	年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 重視点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。 年間活動計画に沿つて委員会活動を行いましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。)	）
(2)委員会運営の円滑度	すべての議案・事項を丁寧に調査・審査しましたか。 委員会で十分な議論をしましたか。 委員長報告が各委員の合意したものとなるよう努めましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。)	）
(3)議員間討議の充実度	議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を十分に行いましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。)	）
(4)県内調査の充実度	県内調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。)	）
(5)県外調査の充実度	県外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。)	）

項目	評価の視点	評価
(6)参考人招致の活用度 (参考人招致を行った場合のみ評価)	<p>参考人の意見は調査・審査の参考となりましたか。 参考人から十分な調査を行ふことが出来ましたか。 参考人招致における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。)</p>	
(7)公聴会の活用度 (公聴会を開催した場合のみ評価)	<p>公聴会での意見は調査・審査の参考となりましたか。 公聴会では十分な調査を行ふことが出来ましたか。 公聴会における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。)</p>	
(8)施策への反映度	<p>調査・審査の結果、特に重要な事項については執行部に経過報告を求めましたか。 執行部に経過報告を求めた事項について、その後の経過確認を行いましたか。 調査・審査の結果は執行部の施策等に反映されましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。)</p>	
(9)調査・審査への活用度	<p>議員勉強会における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 「みえ現場de県議会」における県民の意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 「みえ高校生県議会」における高校生の意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 (評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。)</p>	

*評価は各項目毎に行い、5点満点とします。(5点…大変良くなかった、4点…良くなかった、3点…概ねできた、2点…あまりできなかった、1点…できなかつた)
但し、該当項目がない場合は評価を行いません。

~ ありがとうございました。 ~